

資料4 リハビリテーションを必要とする人に適用される制度等

		0歳	18歳	40歳	65歳
年齢区分		児童	成人		高齢者
定義		児童福祉法による「障害児」	身体障害者福祉法による「身体障害者」		介護保険法による「要介護者」
原因		適用される制度			
先天性障害		児童福祉法	障害者自立支援法		
外傷・疾病等による中途障害				介護保険法 (特定疾病)	介護保険法
加齢による					介護保険法
関係する機関等	医療法	小児医療機関	医療機関(急性期リハビリ・回復期リハビリ, 在宅医療等)		
	行政機関	児童福祉センター	福祉事務所・保健センター 身体障害者更生相談所		
	児童福祉法 障害者 自立支援法	障害児支援施設 障害児通園施設等	障害者支援施設 障害福祉サービス事業(自立訓練, 生活介護等)		
		相談支援事業(障害者地域生活支援センター等)			
	介護保険法	地域包括支援センター等居宅介護支援事業所 介護保険施設, 通所リハ, 通所介護, 訪問リハ, 訪問看護等 介護予防事業所			
	教育	学校・育成学級・総合支援学校			